

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度資料

1 制度の目的

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、自治体はその宣誓を受理したことを証明する制度。

法律の婚姻とは異なり、法的効力はないが、パートナーと共に歩む二人及びその家族の人生が、生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていく環境づくりの一助となるよう、運営するもの。

宣誓することによって、一部の自治体の行政サービスを受けることができるようになる。

2 制度の経緯

- ・平成 27 年に東京都の渋谷区と世田谷区が導入。その後全国的に広がりを見せる。
- ・令和元年愛知県内で初めて西尾市が導入。
- ・令和 6 年 4 月 1 日からは愛知県ファミリーシップ宣誓制度が開始。
- ・令和 6 年 10 月 1 日現在で、54 市町村のうち 35 市町が県制度開始前に独自制度により準備・実施しており、県が制度開始後、5 市町（北名古屋市、碧南市、東郷町、南知多町、美浜町）が県制度利用者に対し各市町の行政サービスを利用できるようにしている。

3 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（令和 5 年度第 2 回）での意見交換について

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の必要性や期待することなどについて、委員同士で意見交換を行った。委員から出た主な意見は次のとおり。

- ・多様性の社会であるから制度の導入に向けた検討を進めた方が良い。
- ・LGBTQ の人たちは私たちと何ら変わらないので制度の導入に賛成である。
- ・昔と比べると理解は進んでいると思うが、市が制度を導入することで市民の理解もより進むのではないかな。
- ・制度を導入することによるリスクを想定し、対応できるものを持っておくといい。
- ・制度を利用することにより岩倉市でどのような行政サービスが受けられるようになるのか検討してほしい。

4 宣誓要件（愛知県ファミリーシップ宣誓制度の場合）

パートナーシップの関係にあり、かつ以下 1 から 5 の項目を全て満たしている人。

※パートナーシップとは…互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう（同性、異性を問わない）。

- (1) 成年に達していること
- (2) いずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること（同居していなくても対象）
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと（ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象）

- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと
 (5) 双方が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（近親者等）にないこと

※ただし、宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、宣誓できる。

市町村による宣誓要件の違い…性的少数者のみを対象とする場合、異性カップル・事実婚も対象とする場合の違いがある。また、子を含めた関係を家族として証明できる場合とできない場合で違いがある。

5 県宣誓制度の利用について

令和6年4月1日から愛知県ファミリーシップ宣誓制度が開始され、それまで市町村ごとに独自で制定していた宣誓制度を県の宣誓制度を利用し行政サービスを提供することも可能となった。

●県宣誓制度を利用することによるメリット・デメリット

メリット	デメリット
愛知県という広範囲で利用しやすい。	直接宣誓に行く場合、岩倉市より遠い。
オンラインでの宣誓に対応している。	岩倉市在住の宣誓者・数が把握できない。(県全体の宣誓件数は分かる)
専用メールアドレスや人目につかない経路で会議室へ案内があり、申請者に配慮した環境が整っている。	当事者の意見を聞く機会が少ない。
知り合いが働いているなどの理由で申請しづらい場合は、県で手続きができるので助かる。	
愛知県内で引っ越した場合に手続きが少ない。(変更届を提出するのみ)	
愛知県外に引っ越した場合、連携ネットワークの加入自治体であれば、手続きの簡素化が可能。※	

※他自治体間との連携

愛知県内の自治体間連携に関する協定や全国的な自治体間連携ネットワークに加入することにより、以下の手続きの簡素化が可能。

- ・転出自治体への「受領証の返還手続き」が不要
- ・転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書等の提出」が不要等

【問題点】 市町村ごとに宣誓可能な要件が少しずつ異なることから、協定を締結していても転入先では、宣誓要件に当てはまらないなど混乱が生じる可能性がある。

6 岩倉市としての方向性

岩倉市が独自で宣誓制度を規定する場合は、引っ越しなどで別の市町村へ転出した時、転出先の自治体と連携の協定を結んでいたとしても、それぞれの市町村で宣誓できる人の要件が異なることがあるため、継続申請できない場合があるなど、利用者が不便を感じたり、混乱したりする可能性がある。

愛知県ファミリーシップ宣誓制度を利用する場合は、愛知県という広域の受理証明書により県内で利用しやすく、愛知県内の引っ越し等で住所が変わった場合も、変わらず安心して継続利用できる。

こうしたことから、岩倉市では、県の宣誓制度利用者に対し、岩倉市の行政サービスを提供していくこととしたい。なお、サービスの内容は他市町の状況を勘案しながら随時見直すこととします。

また、協働安全課で相談を受けながら、県への提出書類の発行窓口の案内を行うとともに県へのオンライン宣誓の希望者に対しては会議室や回線環境（パソコン）などのサポートを行い、その際に当事者の方々の意見を聞く機会も得たいと考えている。